

令和6年 第12回浅口市農業委員会議事録

令和6年11月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	瀬 良 哲哉	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤 丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安 田 文彦	出
5	古城 富士夫	出	金光3	荒 木 秀樹	出
6	川崎 英俊	出	金光3	菰 口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉 川 孝之	出
8	吉田 潤市	出	鴨方1	杉 本 正彦	出
9	虫 明 伸吾	出	鴨方2	瀬 嶋 富士夫	出
10	高井 基次	出	鴨方2	虫 上 行治	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	山 下 善弘	出
12	齋藤 孝実	出	鴨方3	山 下 眞治	欠
13	岡田 直樹	出	寄島1	中 濱 稔文	出
			寄島2	大 島 明敏	出

事務局

産業振興課長兼農業委員会事務局長 瀬良 昌弘

書記 谷口 輝昭 書記 古城 章弘

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議 事

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第43号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第15号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和6年12月13日（金））

開会（午後１時３０分）

議長 皆さん、稲刈り等の作業も一段落してお疲れのところと思うんですが、お集まりいただきありがとうございます。本日も慎重審議にご協力のほうよろしくお願ひします。

これより令和６年第１２回浅口市農業委員会を開会します。

ただいまの出席委員は１２名で定足数に達しております。また、推進委員は１２名の参加であります。

今回も会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますので、ご協力のほうをよろしくお願ひします。

それでは、日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において１３番岡田委員、１番大橋委員を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日といたします。

日程第３、議事に移ります。

議案第４０号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

６４２番の件については、５ページの議案第４２号農地法第５条の規定による許可申請の６４３番と関連がありますので、合わせて事務局の説明を求めます。

事務局 失礼いたします。議案書は２ページになります。

議案第４０号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和６年１１月１５日提出。

今回の案件につきましては、５ページの６４３番も関連がありますので、一緒にご説明いたします。

まず、番号６４２、土地の所在地は全て鴨方町六条院中です。

６４２－１、畑、２６平米。同じく２ほかといたしまして、畑３筆、８４９平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、６４２－１が〇〇〇〇。６４２－２から４が〇〇〇〇、譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、中古住宅を同時購入されます。

失礼しました。先ほどの６４２－２から４の譲渡し人につきまして、〇〇〇〇。譲受人は、中古住宅を同時購入されます。取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、ページが飛びまして、５ページになります。

番号６４３、土地の所在地は同じく鴨方町六条院中です。

６４３－１、畑、８２平米。６４３－２、畑、１０８平米。譲受人は、６４２番〇〇〇〇。転用目的は宅地拡張、〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たして

いると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議 長 次に、10番高井委員、補足説明をお願いします。

委 員 ○○○○さんは、今○○○○なんですけれど、○○○○がいます。場所は○○○○になります。よろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありましたが、質疑はありませんか。

事務局 すいません、先ほど○○○○という説明があったんですけど、○○○○です。

委 員 ごめんなさい。

事務局 ○○○○になります。

議 長 よろしいですね。すみません、ちょっと私も聞き逃しておりました。すみませんでした。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、642番及び643番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、649番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号649、土地の所在地は全て鴨方町本庄です。

649-1、畑。すいません、ちょっと訂正をさせていただきまして、土地の所在地が1筆、649-1が地頭上、649-2以降が本庄になります。失礼しました。

649-1、畑、445平米、同じく2ほかといたしまして、田10筆、5,577平米。畑7筆、1,760平米。譲受人は、○○○○。譲渡し人は、○○○○。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

以上になります。

度々すいません、譲渡し人のほうがお二人おられまして、649-1から8までが○○○○。649-9から18までが、○○○○。

事務局 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 7番柚木です。

地図は3ページから10ページ、この○○○○さんは、親が亡くなって二人で相続して、今現状はもう○○○○に住んでいます。この譲受人は、○○○○で、○○○○だけではなく、中間地という話ができ、何か折り合ったらいいです。それで、今の現状はもう耕作はしとらんもんで、ある程度雑草地になってますけど、別に問題ないと思いますから、審議のほうよろしくお願いします。

事務局 事務局から補足説明をさせていただきます。

譲受人○○○○。今回○○○○ということで、○○○○のほうで農地を取得し、今柚木委員が説明されたような樹木、苗木を栽培されております。浅口市にも今回の農地と同様、宅地を取得して○○○○を設けて浅口市内で農業へ従事するというこ

で、〇〇〇〇から通ってではなく、市内での事業展開ということで、要件を満たしているということになります。譲渡し人さんが〇〇〇〇で、土地を持つとっての分を譲り渡すというところです。

以上です。

委員 それと住居も、ちょうど3ページの地図へありますけど、〇〇〇〇さん、この家も購入したそうで、買うらしいです。

議長 15番の丸のあるところですかね、〇〇〇〇。

委員 ちょうど17、15の間へ。

議長 ここの家ですね。

委員 住居ありますけど。

議長 分かりました。

委員 これも同時購入したそうで。

議長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、649番の件についてご異議はありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、650番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。3ページになります。

番号650、土地の所在地は寄島町です。

650、畑、1、161平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、12番齋藤委員、補足説明をお願いします。

委員 齋藤です。この案件なんですけれども、前月、それから前々月、申請案件に関連するものでありまして、耕作放棄地対策ということで、レモンの作付を行うための用地取得になります。場所につきましては、〇〇〇〇といった集落に当たります。〇〇〇〇から北西約500メートル辺りになるところです。この方は、〇〇〇〇なんですけれども、通作可能範囲でありまして、作業管理能力も確保できるということで判断いたしました。問題なかろうかと思えます。よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、650番の件についてご異議はありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

事務局長 続きまして、651番の件について事務局の説明を求めます。
失礼します。番号651、土地の所在地は寄島町です。
651、田、792平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
以上です。

議長 次に、12番齋藤委員、補足説明をお願いします。
委員 続けます。
この案件は、議案40号の650番に準ずるものであります。同じくレモン作付のための用地取得でございまして、こちらのほうも耕作放棄地対策ということです。こちらの方の譲受人のほうも先月の申請案件の方でありまして、通作範囲ということもありまして、作業管理能力も確保できるということで問題なかろうかと確認いたしております。
以上です。

議長 ただいまの説明で質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
委員 それでは、651番の件についてご異議はありませんか。
議長 異議なし声
委員 異議なしと認め、許可することに決定します。

事務局 続きまして、655番の件について事務局の説明を求めます。
失礼します。番号655、土地の所在地は全て金光町占見新田です。
655-1、畑、36平米。655-2、畑、86平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
以上です。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。
委員 1番大橋です。
地図は15、16ページです。場所は〇〇〇〇沿いに北へ150メートルぐらいのところに畑があります。畑を耕作されよって、きれいになつとる思います。別に問題はないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいまの説明で質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
委員 それでは、655番の件についてご異議はありませんか。
議長 異議なし声
委員 異議なしと認め、許可することに決定します。
続きまして、議案第41号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし

ます。

事務局長 652番の件について事務局の説明を求めます。
失礼します。議案書の4ページになります。
議案第41号農地法第4条の規定による許可申請について（農地転用事業計画変更）。令和6年11月15日提出。
こちらの案件につきましては、8月16日に開催した第9回の農業委員会で許可いただいた議案の計画変更になります。
652、畑、303平米。第9回の農業委員会では、〇〇〇〇でしたが、今回〇〇〇〇変更申請になります。こちらのほうが、地元のほうから後で〇〇〇〇で不足しているので、この〇〇〇〇という声があったと伺っております。
一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地になります。
以上です。

議長 次に、該当地区の担当委員であります私が補足説明を行います。
今説明をいただいたように、8月ですか、8月の議会で5条申請で許可された案件なんですけど、地元の強い要望もありまして、用途変更ということになったようです。特に問題はありませんで、審議のほうよろしくお願いします。
ただいまの説明で質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、652番の件についてご異議はありますか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。
続きまして、議案第42号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 647番の件について事務局の説明を求めます。
失礼します。議案書の5ページになります。
議案第42号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年11月15日提出。
番号647、土地の所在地は金光町占見新田です。647、田、272平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は分譲宅地〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。
以上です。

議長 次に、該当地区の担当委員であります私のほうから補足説明を行います。
位置図は19ページ、20ページになります。
〇〇〇〇がありますが、〇〇〇〇と南に下がって、〇〇〇〇とのちょうど中間辺りになります。現況は、もう長年耕作放棄地といいますか、ちょっと草が生えたりして

耕作もしてないようなところなんですが、ここは住居地区というふうなことになってまして、住宅にも囲まれており、排水等もクリアしてるというふう聞いてます。特に問題はないので、審議のほうをよろしくお願いします。

ただいまの説明で質疑はありませんか。

委員
議長

なし声

質疑なしと認めます。

それでは、647番の件についてご異議はありませんか。

委員
議長

異議なし声

異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、648番の件について事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。番号648、土地の所在地は鴨方町鴨方です。田、543平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は一般住宅、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長
委員

次に、6番川崎委員、補足説明をお願いします。

6番川崎です。

地図のほうは、20、21ページになります。

所有者である〇〇〇〇さんなんですが、ずっとこちらのほうで耕作はしてないんですけど、管理をずっとされてました。ただ、もうどうにもいかなくなりまして、なかなか難しいということで、売却のほうに至ったと聞いております。何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長
委員
議長

ただいまの説明で質疑はありませんか。

なし声

質疑なしと認めます。

それでは、648番の件についてご異議はありませんか。

委員
議長

異議なし声

異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、653番の件について事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。議案書の6ページになります。

議案第42号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和6年11月15日提出。

番号653、土地の所在地は鴨方町鴨方です。畑、443平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は一般宅地、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議 長 次に、6番川崎委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番川崎です。

地図のほうは23ページ、24ページになります。

現在持ち主である〇〇〇〇さんは、こちらのほうずっと耕作をずっと今でもされており、きれいな状態で畑を耕作されております。ただ、娘さんのほうがこちらのほうに身を置きたいということで、お願いされて、そのままそれではという話で使用貸借するというかたちになります。

以上です。何も問題はないと思います。お願いします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、653番の件について異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、654番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 番号654、土地の所在地は金光町須恵です。畑、529平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地になります。

以上です。

議 長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委 員 3番友田です。

地図のほうは、25、26ページ。

場所は、〇〇〇〇からちょうど西側の道路を南のほうに100メートルくらい、下がったところになります。皆さんご存じやと思うんですけど、〇〇〇〇とって、〇〇〇〇のところ、畑になりますが、〇〇〇〇のほうに貸すという形になります。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 お願いします。

事務局 すいません、事務局から補足説明です。

今友田委員から説明がありましたように、〇〇〇〇いたしまして、予想以上のお客さんが来られて、一時的に駐車場として利用しておりました。一時的なイベント等での転用というのは許可までは必要ないっていうのが、国のほうも示しておりますが、今回やはり駐車場、結構いろいろな〇〇〇〇、お客さんが多く、車を止めるところが必要だということで、今回正式に転用許可申請を出されております。

以上です。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、654番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。
 続きまして、議案第43号農用地利用集積計画についてを議題とします。
 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の7ページになります。
 議案第43号農用地利用集積計画について。令和6年11月15日提出。
 それでは、説明いたします。
 番号19、20、この2件につきましては、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有されております。利用権設定を受ける方は2名、農地は3筆で、更新が1筆、新規が2筆であります。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、19番が3年、20番が10年になります。
 次に、8ページをお開きください。
 (1)になりますが、地目別設定面積については、田2,045平米になります。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、この件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、承認することに決定します。
 日程第4、報告事項に移ります。
 報告第15号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局 事務局の説明を求めます。
 失礼します。議案書は9ページになります。
 報告第15号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和6年11月15日提出。
 番号639、鴨方町六条院中、田、782平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和6年10月4日です。
 以上です。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑がないようですので、報告を受けたことといたします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いします。

事務局

①令和6年度市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

②農業者年金について

③耕作放棄地解消について

④視察研修のお知らせについて

⑤次回の農業委員会について

議長

ほかはないようですので、本日の委員会は以上で閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後2時30分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年11月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩